

原子力災害時における携帯電話通信網
を活用したドローン実証実験業務

公募型プロポーザル手続等に関する説明書

愛 媛 県

【 目 次 】

1	業務の概要	1
2	企画提案の募集から契約までの手順	1
3	担当部局及び連絡先	1
4	企画提案書の提出者に必要な資格	2
5	参加表明	2
6	説明書に関する質問の受付及び回答	3
7	企画提案書の提出	3
8	最優秀提案の選定	7
9	契約方法	8
10	苦情申し立てに関する事項	9
11	その他留意事項	9

様式 1～14

別添 1 「原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験
業務仕様書（案）」

別添 2 「原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験
業務概要資料」

別添 3 「原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験
業務評価基準」

別添 4 「委託契約書(案)」

原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務 公募型プロポーザル手続等に関する説明書

1 業務の概要

(1) 業務の目的

自然災害と複合災害における原子力防災体制の充実強化を図るため、U P Zにおいて、携帯電話通信網を活用したドローンによる原子力防災資機材(安定ヨウ素剤や個人線量計等)の搬送や映像伝送の有効性の検証に係る実証実験を実施する。

(2) 業務名

原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務

(3) 業務内容

別添1「原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 履行期間

契約日から平成32年3月19日まで

(5) 委託料上限額

111,775千円(消費税及び地方消費税10%を含む。)

※上記上限額を超える提案については、選定しない。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件(「4 企画提案書の提出者に必要な資格」参照)に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容と認めた者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定により随意契約を締結する。

3 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局

原子力安全対策課原子力防災グループ(愛媛県庁第一別館3階)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2341

FAX 089-931-0888

電子メール genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、平成 29 年度から平成 31 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 企画提案書の受領の期限の日前 6 か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（(1) に該当する者を除く。）。
- (6) ドローンの携帯無線通信利用に係る電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 4 条第 1 項第 23 号に規定する実用化試験局の免許の取得が可能な者であること。（協力企業において当該免許の取得が可能な場合を含む。）

5 参加表明

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加表明書（様式 1）並びに添付資料として「平成 29・30・31 年度競争入札参加資格審査結果通知書（写）」及び「企画提案者又は協力企業が、ドローンの携帯無線通信利用に係る電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 4 条第 1 項第 23 号に規定する実用化試験局の免許取得が可能な者であることを証明する資料」を提出すること。

なお、期限内に参加表明書を提出していない者は、企画提案に参加することができない。

(1) 期限

平成 31 年 4 月 16 日（火）17 時 15 分

(2) 場所

3に同じ。

(3) 方法

持参又は郵送(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限り。)によること。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認の結果は、参加表明書を提出した者(以下「表明者」という。)に対して、平成31年4月19日(金)までに、書面により通知する。

(5) 辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、平成31年4月23日(火)17時15分までに、辞退届(様式2)を提出すること。

6 説明書に関する質問の受付及び回答

本説明書に質問がある場合は、企画提案質問票(様式3)を送付すること。

(1) 受付期間

平成31年4月2日(火)8時30分から8日(月)17時15分まで。

持参する場合は、執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)に限る。

(2) 場所

3に同じ。

(3) 方法

持参、郵送(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので受付期間の最終日の17時15分までに到着したものに限り。)、FAX又は電子メール(着信を電話で確認すること。)によること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年4月12日(金)までに、愛媛県ホームページにて掲載する。

※愛媛県ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/index.html>)

7 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ア 企画提案提出書(様式4) | 1部 |
| イ 法人・団体の概要書(提案企業)(様式5) | 1部 |
| ウ 法人・団体の概要書(協力企業)(様式6) | 該当する場合、1企業につき1部 |

- エ 企画提案書（様式 7～様式 14） 正 1 部、副 7 部
 オ 参考見積書 正 1 部、副 7 部

(2) 企画提案書の作成方法

ア 様式

企画提案書の様式は、様式 7 から様式 14 までとするが、添付資料は、自由様式とする。

また、表紙、目次、仕切り紙及び様式 7 から様式 14 までについて、100 ページ以内で簡潔明瞭に記載すること。なお、登録や資格を証明する資料等の添付資料は枚数に含まない。

用紙の規格は、原則として A 4 版とし（A 3 折込も許容するが、2 ページとして扱う。）、Word 形式により、文字サイズ（10 ポイント）や行間（固定値 11 ポイント）、ページ余白（上下、左右とも 20 mm）等標準設定を変えないこと。

イ 企画提案書の記載事項

企画提案書の作成に当たっては、仕様書を踏まえ次の表のとおり作成すること。

項 目	記 載 事 項
1 業務実施体制	<p>本業務を実施する全体構成及び担当する部局について、次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 担当部局名</p> <p>(2) 担当部局の職務の範囲</p> <p>(3) 配置予定の管理技術者（プロジェクトマネージャー）記載すること。</p> <p>※記載様式は、様式 7 とする。</p> <p>※管理技術者の再委託は、認めない。</p>
2 企業の業務実績	<p>企業の過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の同種業務若しくは類似業務の受注又はこれらの業務に類する実証実験等の運営若しくは参画実績について記載すること。</p> <p>※記載件数の上限は、5 件とすること。</p> <p>※同種又は類似とは、次の業務を指す（以下同じ。）。</p> <p>同種業務：国（国立研究開発法人含む）又は自治体を実施する、携帯電話通信網をドローンが上空利用し、かつ、自律飛行による物資搬送及び映像伝送に係る実証実験業務</p>

	<p>類似業務：国（国立研究開発法人を含む。）又は自治体を実施する、携帯電話通信網をドローンが上空利用し、かつ、自律飛行による物資搬送若しくは映像伝送に係る実証実験の運営若しくは参画又はドローンの自律飛行による物資搬送若しくは映像伝送に係る構築業務</p> <p>※上記の自律飛行に係る業務については、ドローン機体とドローン運航管理システムを連携し自律飛行させた業務とする。</p> <p>※記載様式は、様式8とする。</p> <p>※記載した実績を証明する書類の写し（契約書の写し、報告書又はプレスリリース等をいう。以下同じ。）を提出すること。</p>
<p>3 予定技術者の資格及び業務実績</p>	<p>管理技術者（プロジェクトマネージャー）の企業の過去5年間（平成26年度～平成30年度）の同種又は類似業務及び経歴並びに資格を記載すること。</p> <p>※同種又は類似業務については、前項によるものとする。</p> <p>※記載様式は、様式9及び様式10とする。</p> <p>※記載件数の上限は、5件とすること。</p> <p>※保有資格については、資格者証等の写しを提出すること。</p> <p>※実務経験については、平成26年度から平成30年度までの同種又は類似業務の実績を記載すること。なお、記載した実績を証明する書類の写しを添付すること。</p>
<p>4 事業内容</p>	<p>事業内容について、次の事項を記載すること。</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 電波調査方法</p> <p>(2) モデルルートの選定方法</p> <p>(3) 実証実験の実施方法（原子力防災訓練含む）</p> <p>(4) 試験機体並びに搭載機材の性能</p> <p>(5) 運航管理システム及び映像収集配信システムの性能</p> <p>(6) 3D地形データの作成</p>

	※記載様式は、様式 11 とする。
5 業務計画	仕様書「4 本業務の管理要件」等を踏まえ、実証実験の詳細なスケジュール及び進捗管理方法を記載すること。 ※記載様式は、様式 12 とする。
6 追加的な提案について	仕様書で求めた内容に加え、追加的な実証内容や新たな技術等の提案について記載すること。 ※記載様式は、様式 13 とする。
7 実証実験後の運用イメージ	本実証実験を踏まえた、本県の原子力災害対策重点区域全体における原子力災害時のドローンオペレーションの将来的な運用イメージを提案すること。なお、提案に当たっては、本県が平成 30 年度に構築した、伊方町におけるドローンを活用した情報収集体制の運用を含むものとする。 ※記載様式は、様式 14 とする。

ウ 参考見積書の提出

企画提案書の内容について、参考見積書を提出すること。参考見積書は、その根拠が分かるように職種別人数など内訳について詳細に記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税 10%を含む金額とすること。

エ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）によるものとする。

(3) 期限

平成 31 年 5 月 13 日（月）17 時 15 分

(4) 場所

3 に同じ。

(5) 方法

持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限り。）によること。

(6) 留意事項

ア (1) に示す提出物（以下「提出物」という。）について、提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示することがある。

イ 提出物は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

8 最優秀提案の選定

(1) 選定の手続等

ア 提出された企画提案書の中から最も優れた提案を選定するため、原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

イ 審査会における審査は、書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングとする。その結果は、全提案者へ通知する。

ウ 審査会については、次のとおり実施する。

① 実施日時：平成31年5月中下旬

（詳細日時は、別途通知する。）

②実施場所：愛媛県庁内会議室

③説明者：本業務に従事予定の管理技術者（プロジェクトマネージャー）1名及びその他の者2名以内とする。

エ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

オ 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める（プロジェクターは県が準備するが、パソコン等については提案者で準備すること。）。

カ 最優秀提案として選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 企画提案書の評価方法及び配点

ア 別添3「原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、審査会において評価を行う。

（評価項目及び配点の概要）

評価項目	配点
1 業務の実施体制 (1) 実施体制 (2) 企業の業務実績 (3) 予定技術者の資格及び実績	100
2 事業内容 (1) 電波環境調査方法 (2) モデルルートの選定方法	240

(3) 実証実験の実施方法 (4) 試験機体及び搭載機材の性能 (5) 運航管理システム及び映像収集配信システムの性能 (6) 3D地形データの作成	
3 業務計画	40
4 追加提案について	40
5 実証実験後の運用イメージ	60
6 見積金額	20
合計	500

イ 提案内容について、評価基準に照らし妥当でない項目がある場合には、審査会での審査の上、選定しない場合がある。

ウ 提案者の得点が、500 点に審査会審査員数を乗じた点数の 60%の点数未満の場合は、選定しない。

(3) 非選定者への通知

ア 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、愛媛県知事から通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。

イ アの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）の持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の17時15分までに到着したものに限り）、FAX又は電子メール（着信を電話で確認すること。）により、愛媛県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ウ イに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。ただし、他者の評価結果等については、回答しない。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は、次のとおりとする。

(ア) 受付場所：3に同じ。

(イ) 受付時間：8時30分から17時15分まで（土日及び祝祭日を除く。）

9 契約方法

(1) 8の選定手続により選定された企画提案書の提案者を契約締結候補者（以下「候補者」という。）として、委託業務の内容について協議及び調整を行

うものとし、協議が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合や候補者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、次の順位の高い参加者を候補者として協議を行った上で、契約を締結する。

- (2) 仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、選定された提案内容によっては、締結する契約書及び添付される仕様書には、県と候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 契約保証金については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 45 号）第 152 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 154 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 別添 4 「委託契約書（案）」により契約書を作成するものとする。

10 苦情申し立てに関する事項

- (1) 本手続における企画提案書の選定その他の手続に不服がある者は、愛媛県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができるものとする。ただし、説明書等の不知又は不明を理由として苦情を申し立てることはできないものとする。
- (2) (1) の苦情申し立てに関する連絡先は、次のとおりとする。
愛媛県出納局会計課用品調達係
電話番号 089-912-2156

11 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - ウ 単位 日本の標準時及び計量法に定める単位
- (2) 提出物の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、企画提案書の選定以外の目的に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加表明書の提出以降、企画提案書を選定するまでの間に、4 に定める資格を満たさなくなった場合は、その企画提案書は選定しない。
- (5) 元号が変更された場合は、本資料に記載する元号による年度に相当する新元号による年度に読み替えるものとする。